

## 〔検討事項〕 □議員の政治倫理の確立、品位の保持

### 1. 考え方について

議員は、市民の負託にこたえるため、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

### 2. 参考条文、参考事例等

#### ○会津若松市 第 19 条（議員の政治倫理）

議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

#### ※会津若松市議会議員政治倫理条例 第 4 条（政治倫理基準）

議員は、市長その他の執行機関及びその補助職員並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- (1) 公共工事の請負等のあっせん
- (2) 公共施設の入居に関する推薦
- (3) 職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与
- (4) 許認可、補助金その他の給付の決定への関与
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げる行為

- 2 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない。
- 3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。
- 4 議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

#### ○流山市 第 24 条（議員の政治倫理）

議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

- 2 議員は、流山市議会議員政治倫理条例を、遵守しなければならない。

#### ○佐伯市 第 24 条（政治倫理）

議員は、市民の負託にこたえるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

- 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。